

「原発事故 刑事裁判」

2019年09月21日

東京電力の旧幹部らの刑事責任を問う裁判で、東京地裁は9月19日、判決を下した。東京地検は「刑事責任は問えない」と不起訴にしていたが、市民から選ばれた検察審議会は「起訴すべきだ」と判断し、裁判が成立した。東電の勝俣恒久元会長、武藤栄元副社長、武黒一郎元副社長が業務上過失致死傷罪に問われた。3人を告訴した告訴団は、当初、遺族、被災者たちを中心にした約1千3百人であったが、1万4千余に増え、私もその1人に加わった。高市早苗元総務大臣は当時、「原発事故で死者は一人もいない」と言ったが、原発関連死は1千4百人近くもある。福島原発近くの双葉病院の患者たちは転院させられ、44人もが死亡した。故郷を追われ、避難生活を強いられている人は、事故から8年半経った現在でも、5万人以上もいる。家族を失い、生活基盤を奪われた人々の悲しみ苦しみはいかばかりであろうか。これだけの事件を起こしながら、東電幹部に刑事責任はないということはあり得ない。日本社会は、事件を起こしても、「トカゲのしっぽ切り」はあっても、責任を負う地位にあった人々は不問にされ続けて来た。私は、そのような体質に怒りを覚え、告訴団に加わった。裁判を傍聴することはできなかったが、ネットで、裁判過程は随時送られてきた。検察は、3人の被告に禁固5年の求刑をしていた。東京地裁の永淵健一裁判長は「被告人三人は、いずれも無罪」と言い渡した。またしても、責任者を不問にしたのかと、憤慨せずにいられない。

裁判の争点は、津波来襲の予見が可能であったかどうかであった。国は福島県を含む太平洋沿岸に津波地震が起こると「長期評価」を公表した。2008年に「最大15.7mの津波が原発を襲う可能性がある」との報告がなされた。これに対する防護壁の設置には数百億円かかると試算された。報告した社員は、長期評価を信頼し、対策を検討するものと思ったが、東電は、真摯に向き合うことをせず、先送りにする姿勢に「想定外の結論に力が抜けた」と証言している。判決は「① 被告たちは津波来襲の可能性を聞いてはいたが、その内容や信頼性は認識していなかった。② 津波来襲に備え、防波堤の完成まで原発の運転を停止しなければならないと認識していなくても、不合理とは言えない。③ 当時の法令上の規則や国の指針、審査基準は絶対的安全の確保までを前提にしていなかった」としている。この判決は、明らかに国の原子力政策を追認し、これからも、原発再稼働を進めて良いとの判断に聞こえる。特に③の「安全確保」の審査基準を曖昧にしている点には驚く他ない。電源車を地下から高台に配備すれば、事故を防げたのではないか。また、原発事故の究明も、評価が分かれ、津波ではなく、地震による電源の喪失が事故を招いたという説も残っている。全てが曖昧のまま、無責任、無反省のまま、推移し、被災者の苦しみだけが続くことになった。個人に責任が問えないのなら、企業に安全意識を徹底させるため、組織自体を罰する法整備が必要になったという意見も出ている。

双葉病院から転々と病院を変えられ、3ヶ月後に亡くなった父親を持つ菅野正克さんは、「反省や後悔の念は一切感じられなかった。受け答えはとても無機質で、犠牲者や遺族に申し訳なく思っている感情は全く伝わらなかった。自らの保身しか考えていないように見えた」と怒っている。武藤類子告訴団長は「残念の一言。この判決はもっとも責任を取るべき人の責任をあいまいにし、二度と同じような事故が起きないように、社会を変えていくことを阻むものだ」と涙ながらに訴えた。海部雄一弁護士は「どんな事故が起きても刑事責任は問わないという判決。原発事故を繰り返す論理だ」と厳しく批判している。